

# 2022年1月1日施行 電子帳簿保存法改正について

シーロムパートナーズ税理士法人 安室 絵梨佳



# 今回のテーマ

電子帳簿保存法とは？

2022年1月から何がかわるのか？

何をしなければならないのか？

いつから？

2022年1月1日

猶予期間なし

対象は？

全ての法人・個人事業主

法人税・所得税に対する法律のため

罰則は？

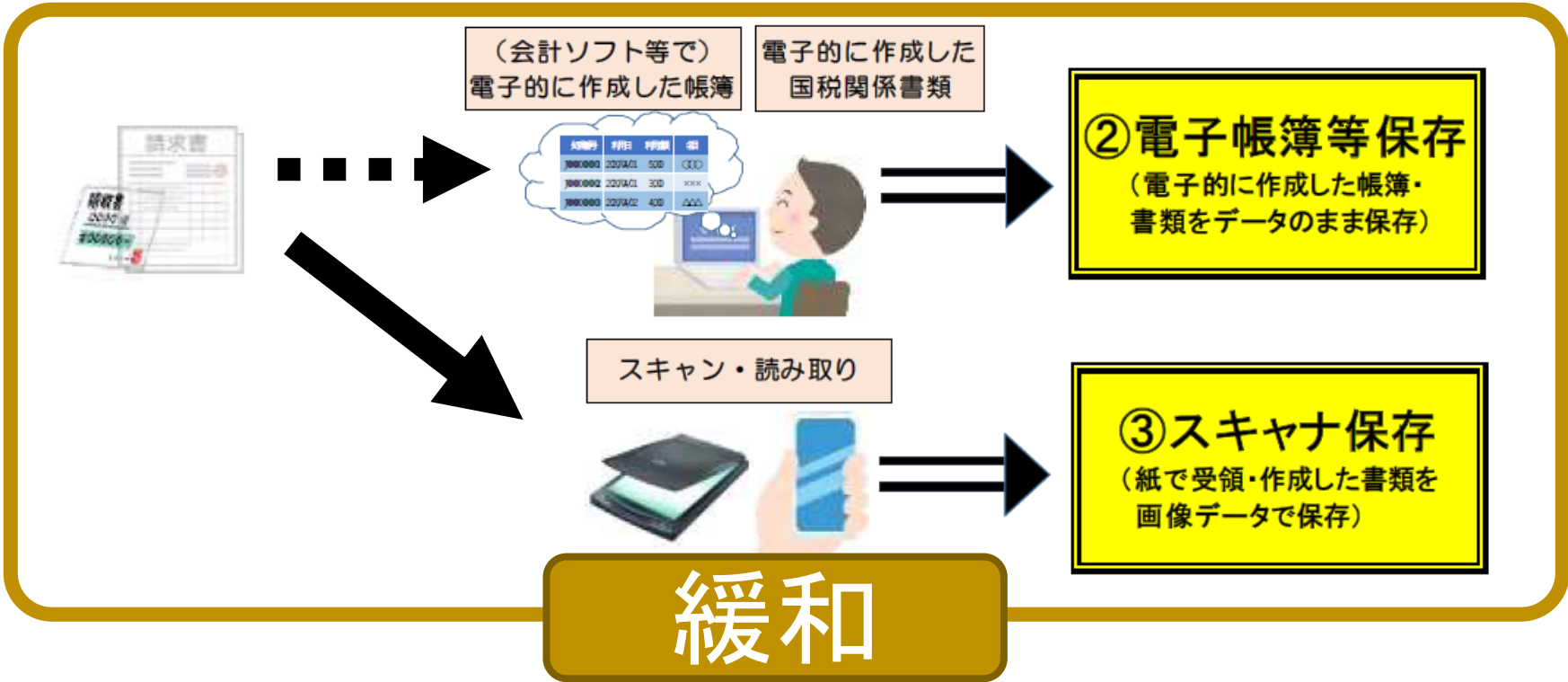
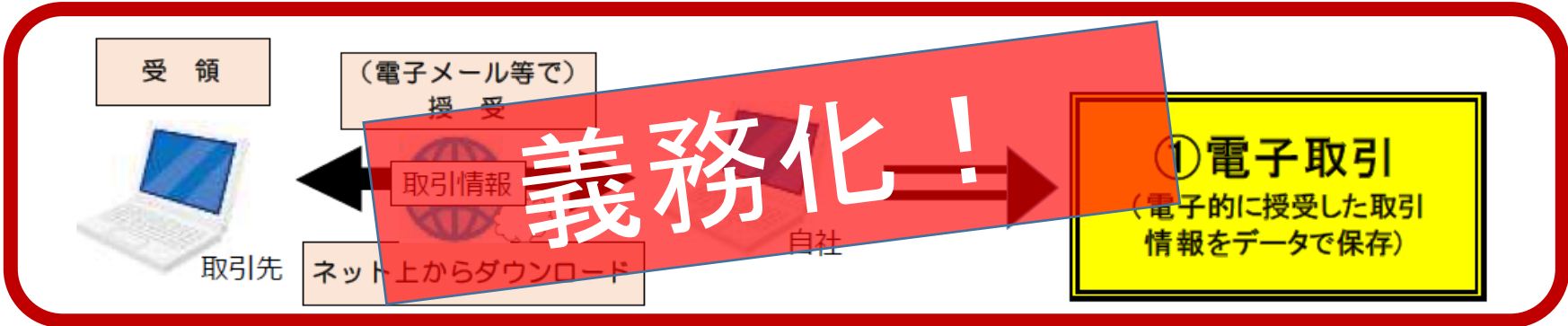
青色申告の取消も

即座に取り消されることはない

# 保存しなければならない帳簿書類は？

帳簿（現金出納帳・総勘定元帳 等）  
決算関係書類（決算書・申告書 等）

帳簿取引関係書類 ※発行・受領  
（請求書・納品書・見積書・領収書  
・注文書・検収書 等）



# 2021年1月1日～の電子取引



紙での保存は認められない！

# 電子取引保存要件

## 検索機能

- 取扱日その他の日
- 取引先
- 取引金額

## システム

- データの修正削除ができない or 記録が残る。



社内規定

or



クラウドシステム

or



タイムスタンプ

# 社内規定

## 【電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規定】

(法人の例)  
■ 下記の添付（サンプル）については、こちらからダウンロードできます。

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規定

第1章 総則

(目的)  
第1条 この規程は、電子計算機を利用して作成する税務記録簿等書類の保存方法の効用に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電算的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電算的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき執行することを目的とする。

(適用範囲)  
第2条 この規程は、〇〇全ての社員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び嘱託社員を含む。以下同じ。）に於て適用する。

(管理責任者)  
第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)  
第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。  
一 五D1取引  
二 電子メールを利用した請求書等の提出  
三 顧客（クラウドサービス）を利用した請求書等の提出  
四 . . . . .  
形骸に当たってはその範囲を具体的な記載して可なり

(取引データの保存)  
第5条 取引先から受取った取引関係情報及び取引行程に発生した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△中継保存する。

(対象となるデータ)  
第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。  
一 見込簿情報  
二 見積り簿情報  
三 納品票文書情報  
四 注文書の情報  
五 送金情報  
六 支払情報  
七 ▲▲

(保存方法)  
第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び知照責任者は以下のとおりとする。  
一 管理責任者 ○〇●△△● 課長 X X X X  
二 知照責任者 ○〇●△△● 係長 X X X X

- 14 -

(訂正削除の原則等)  
第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)  
第9条 漏脱無失上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報と訂正または削除する場合は、知照責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。  
一 申請日  
二 取引先関係番号  
三 取引先名  
四 取引先名  
五 訂正・削除日付  
六 訂正・削除理由  
七 訂正・削除理由  
八 経理担当社員  
九 経理担当社員  
10 管理責任者、知照責任者、知照責任者への提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。  
11 管理責任者は、前項において承認した場合は、知照責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を行う。  
12 知照責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報の訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者へ提出する。  
13 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の調査作業が行えるよう無失とした上で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)  
第10条 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

- 15 -



# 保存方法

2023年\_3月期

2022年\_10月

仕入

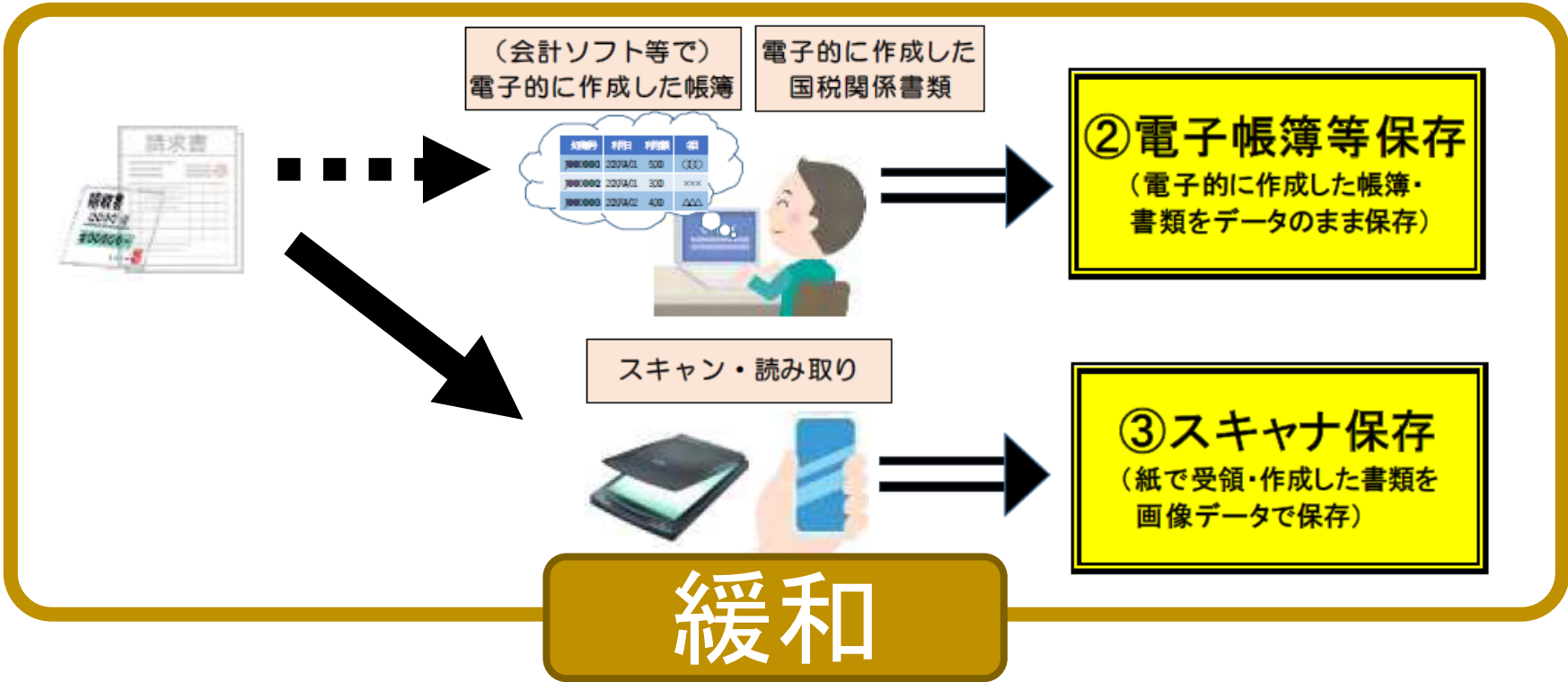
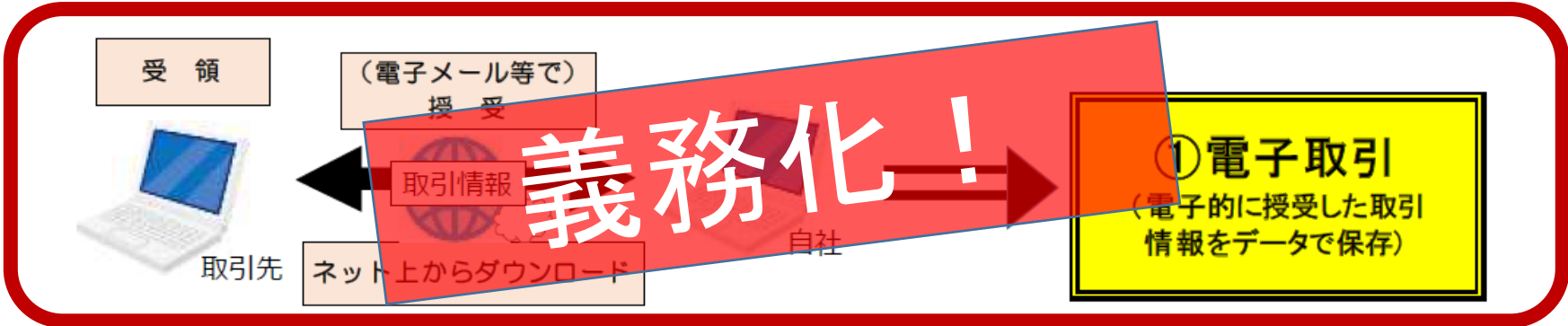


20221031\_(株)国税商事\_110,000

請求書発行日

取引先

取引金額(税込)



# スキャナ保存要件

## 検索機能

- 取扱日その他の日
- 取引先
- 取引金額

## システム

- データの修正削除ができない or 記録が残る。



社内規定

or



クラウドシステム

or



タイムスタンプ

# 保存方法

2023年\_3月期

2022年\_10月

仕入



20221031\_(株)国税商事\_110,000

請求書発行日

取引先

取引金額(税込)

まずはこれをやって下さい。



保存場所の選定



社内ルール  
の  
取決め

ご視聴  
ありがとうございました



**We are professionals**

シーロムパートナーズ税理士法人

〒105-6014 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー14階

TEL:03-6403-3161 FAX:03-6403-3162

